

# 小城市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン

## 1. ガイドラインの目的

小城市において「小城市立保育園民営化計画」を策定し、民営化の実施における基本的な指針として、小城市教育委員会で平成20年12月に策定した「小城市保育園民営化ガイドライン」は、現代社会において少子高齢化、核家族化の現象や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。その一方小城市全般における厳しい行財政状況を踏まえて、事務・事業の見直しによる経費削減、民間委託の推進や地域協働を推進するなかで、保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図るとともに市立保育園民営化を実施することを目的とします。

今回、「小城市立保育園民営化計画」が見直しにより「小城市公立保育園・幼稚園の再編計画」となり「小城市保育園民営化ガイドライン」も見直すものです。

公立保育園・幼稚園の民営化については、保育・教育を継続しながら運営を引き継ぐことから、子どもへの影響が少なく円滑な引継ぎを行うとともに、今後、このガイドラインが公立保育園・幼稚園の民営化において基本的な位置付けとなりますが、子育て制度等の変革や社会情勢の動向により、適宜見直しを図るものとします。

## 2. 保育園・幼稚園民営化ガイドライン

### (1) 保育園・幼稚園民営化の実施にあたっての基本的な考え方

民営化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が得られるよう、次の基本的な考え方のもとに進めます。

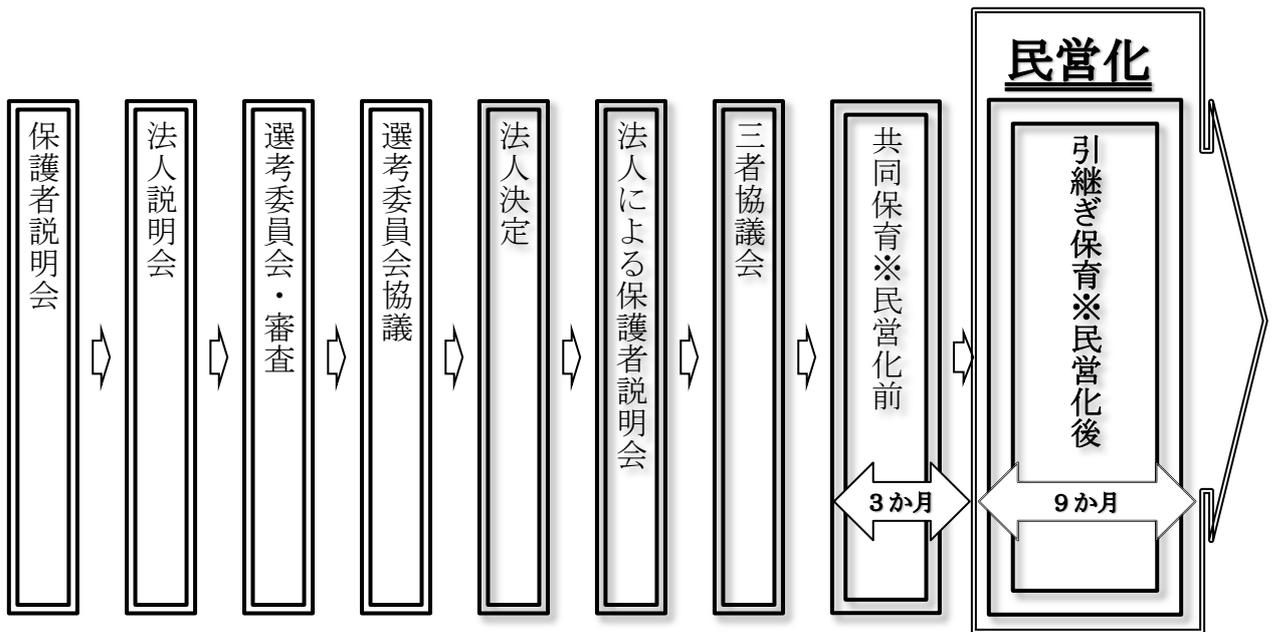
- I 保育・教育の質を確保し、サービスの向上が図られるよう優良な法人を公募により選定を基本とするが、「子ども・子育て支援事業計画」進めていく中で、保育・教育の量の確保等及び子育て施策の関わりなどを考慮して進めてまいります。  
また、移管先法人には経験のある保育士・幼稚園教諭等の確保や、第三者評価の受審を義務付ける等、民営化後の保育・教育について質の確保及び向上を図ります。
- II 民営化の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。  
民営化にあたっては、保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望に配慮します。
- III 民営化対象施設の保護者には、保護者説明会のほか、個別相談を実施します。  
移管先法人決定後は、保護者、移管先法人、及び市による三者協議会を開催し、民営化に伴う諸事項について協議し、三者の合意形成を図ります。
- IV 子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎ及び民営化後の支援を行います。  
市と移管先法人による共同保育及び引継ぎ保育を実施し、保育・教育内容及び個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について段階的に引き継ぎます。

### (2) 民営化の方式

市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育・教育ニーズに対応できるようにするため、設置主体を含めて民間に移行する完全民営化とします。

なお、移管先法人は、当該施設の児童の利用定員や保育・教育について従前内容を引き継ぐこととし、原則「保育園」又は「幼稚園」の民間移管とします。

ただし、保育・教育を一体的に実施する場合は「認定こども園」として民間移管できるものとします。



### (3) 民営化対象施設

民営化対象施設は、「小城市公立保育園・幼稚園の再編計画」によるものとします。

### (4) 運営主体

運営主体は、自ら保育園、幼稚園、及び認定こども園を運営している法人とします。

### (5) 法人の選定

移管先となる社会福祉法人及び学校法人は、選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長に報告し決定します。

### (6) 財産

- ①土地 原則無償貸与とします。
- ②建物 無償譲渡とします。
- ③備品 原則無償で譲渡とします。

### (7) 市内の保育・幼児教育施設、小学校や地域との連携

市内の公立私立を問わず保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校、及び地域との連携を図り、移管先法人は、市が実施する研修等への出席に配慮することとします。

### (8) 民営化の諸条件

移管先法人には国の定める最低基準や市の基準等に加え、民営化にあたっては以

下の諸条件を付する。

保育園・幼稚園・認定こども園は、次の内容を最低条件として実施すること。

- ① 保育所保育指針、幼稚園教育要領、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠すること。
- ② 民営化対象施設の定員構成の継承。
- ③ 民営化対象施設の受け入れ年齢の継承。
- ④ 障がい児保育、特別支援教育の実施。
- ⑤ 利用負担を保護者に求める場合は、市に相談すること。
- ⑥ 苦情処理の仕組みの整備。  
(苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員の設置)
- ⑦ 完全給食の提供。
- ⑧ アレルギー対応食の提供。
- ⑨ 保育園については延長保育及び一時保育等の特別保育事業の実施。
- ⑩ 保育所設置基準、幼稚園設置基準、及び認定こども園設置基準に準拠すること。

#### ア 職員数

国基準の児童数に応じた職員配置基準を準拠しながらも、障がい児保育等に配慮した職員等を確保すること。

#### イ 経験者の確保

施設長については、保育・教育の経験15年以上の経験年数を有すること。

※ 保育士及び幼稚園教諭については、経験5年以上の者を、1/3以上配置すること。

#### ⑪ 共同保育

移管前は3か月間の共同保育期間において、市が指定する移管先法人の職員（施設長、保育士、幼稚園教諭等）を配置すること。

#### ⑫ 引継ぎ保育

移管後は9か月間の引継ぎ保育期間において、当該施設において市職員を配置すること。

#### ⑬ 勤務の継続

共同保育に参加した移管先法人職員は、民営化後も継続して当該施設に従事すること。

#### ⑭ 第三者評価の受審

民営化後の園運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための

支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。

⑮ 三者協議会

移管先法人決定後、保護者、移管先法人、及び市からなる三者協議会を設置し、民営化に伴う諸事項について協議し合意形成を図ること。

なお、民営化後も当分の間、当該協議会を存続すること。

**(9) 保護者説明**

民営化対象園の保護者の不安解消を図るため、保護者説明会と個別相談を実施します。この他、必要に応じた保護者説明会や個別相談を随時実施するとともに、民営化の準備、進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行います。

保育見学会

保護者に対し、引継ぎ期間の保育状況の見学や、移管先法人から話を聞く機会を設けます。

**(10) 共同保育及び引継ぎ保育**

①共同保育及び引継ぎ保育のねらい

民営化に伴う環境の変化により子どもに負担を与えないよう、当該施設の保育・教育内容を継承するとともに、共同保育に参加することにより民営化前から子どもと移管先法人保育士及び幼稚園教諭との信頼関係を築きます。また、民営化後に引継ぎ保育を実施することにより、保育・教育にあたりながら子どもの安定を図るとともに、さまざまな助言を移管先法人の保育士及び幼稚園教諭に行います。

②期間

期間は12か月間とします。

このうち、3か月間を共同保育期間とし、残りの9か月間は引継ぎ保育期間とします。

③方法

ア共同保育

民営化前の当該施設に市が指定する移管先法人職員を配置し共同保育を実施し、移管先法人の保育士等が、現在行われている保育を知るとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

イ引継ぎ保育

民営化前の施設職員の配置

民営化前の公立保育園又は幼稚園2名（主任保育士等）を9か月間配置し、保

育・教育にあたりながら子どもの安定を図るとともに、さまざまな助言を移管先法人の保育士及び幼稚園教諭に行います。

#### **(11) 民営化後の支援**

市職員が、民営化された施設の依頼により園訪問し、保育・教育を専門的な立場から支え、保護者からの相談に応じるとともに、保育・教育の場に参加し、経験を活かした助言を行います。

#### **(12) 課題解決**

民営化に伴い生じた課題については、市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行います。

#### **(13) 相談窓口**

こども課が窓口となって、民営化に伴うさまざまな課題及び問題に対して保護者からの相談を受けます。

#### **(14) ガイドラインの履行**

市は移管先法人による保育・教育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善及び指導を行います。